

合戦場小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ア 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- イ 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。**※合小いじめ0宣言の徹底**
- ウ いじめを傍観している児童、いじめを目撃したがだまっている児童もいじめをしていることと同じである、教師に伝えることを指導し、情報を素早く得る。
- エ **教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。**

(2) いじめの早期発見に向けて※2か月に一度、いじめ調査（アンケート）を実施

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識する。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。**※アンテナを高くしておく。**
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- エ 日ごろから児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- オ 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- カ 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にしておく。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- イ いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- エ いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

- いじめ対策委員会の設置 ⇒ 定期的チェックを行う。
- 様々な教育活動を通じた未然防止策を講ずる。

(1) いじめ対策委員会 ※定期開催 ※委員等は、児童指導の計画参照

実施する取組1 未然防止と早期発見に向けて

- ア 未然防止対策
 - ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
 - ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
 - ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
 - ・いじめ相談窓口（養護教諭）の設置と教育相談体制のチェック
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・要配慮児童生徒への支援方針決定
- イ 早期発見対策
 - ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
 - ・情報交換による児童の状況の共有

実施する取組2 いじめ認知時の対応について

ア 事実関係の把握

- ・アンケート調査
- ・児童、保護者等からの情報
- ・教職員からの情報

- ◆ 学校として調査・指導を行う
- ◆ いじめ対策委員会の開催
- ◎ 関係ある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により、組織的調査を迅速に行う。

イ 対応の流れ

<p>1 調査方針・分担等の決定⇒調査・事実関係の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 目的を明確にする。 ② 行動の優先順位を決める ③ いつまでにだれが何をするかを明らかにする。 <p>2 指導方針の決定、指導体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指導・支援の対象と、手立てを明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、学年、学級への指導・支援 ・被害者、加害者等への指導・支援 ・観衆、傍観者等への指導、支援 ◆いじめ解決への指導・支援⇒継続指導・継続指導 	<p>⇒</p> <p>⇒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 (複数教育で丁寧に対応) ・教育委員会への報告 ・関係機関への連絡・必要に応じて警察、福祉関係、医療関係等 ・保護者・教育委員会・関係機関との連携
---	-------------------	---

3 具体的対応

(1) いじめの未然防止対策

ア 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施
- ・いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施



速やかにチェックに基づいた改善を図る。

イ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実・**道徳教育・特別活動、人権教育の指導計画にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づける。**

① 学業指導の充実

「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに認め合える学級」

《自信をもたせる授業・コミュニケーション能力をはぐくむ授業》

《一人一人の実態に配慮した授業》

② 道徳教育の充実

「とちぎの子どもたちの教え」を活用し、人として、してはならないことすべきことを教える。

③ 特別活動の充実

- ・集団活動⇒人間関係を築く力の育成
- ・自然体験活動・宿泊体験活動
- ・主体的な児童会活動の推進

④ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・自他の人権の大切さを認め合う。
- ・教職員の人権感覚を磨く。

ウ 保護者・地域との連携

① 学校だより等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

エ ネットいじめへの対応

① インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知

② 情報機器の利便性と危険性を理解、適切な使い方について指導
他人への誹謗・中傷を絶対にさせない。
有害サイトにアクセスさせない。

③ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導
保護者への啓発、研修会等実施

(2) 早期発見に関する対応

ア いじめを相談しやすい体制づくり

イ 情報交換による共有 毎月1回（職員会議時）

ウ アンケートの実施 隔月実施

エ 教育相談の充実

- ・教育相談週間・学期に一度設定（6・11・2月）※保護者希望面談実施

(3) 早期解決に向けた対応

ア いじめ対策委員会の開催 迅速且つ的確な調査 ※必要に応じて市教委との連携

イ 保護者への報告

- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童の保護者に速やかに事実を報告し、事案の情報を共有する。
- ・双方の保護者にいじめの早期解決のための協力を依頼する。

ウ いじめられている児童や保護者への支援

- ① 徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くとともに、安全確保に努める。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。(全職員の協力)
- ③ いじめを解決する方法については、いじめられた児童・保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で、決定する。

エ いじめた児童への指導・保護者への助言

- ① いじめた児童へは、毅然した態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童が二度といじめを起こさないよう継続的に指導する。
- ③ いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導にあたる。

オ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは、絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を示し、徹底指導する。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

カ ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、市教委と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに栃木市の警察署に通報し、適切に援助を求める。

キ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われべきであると認めるときは、栃木市の警察署と連携して対処する。

ク 重大事態への対応 ※ 第28条とは、「学校の設置者または、その設置する学校による対処」の規定

◆学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。

- ① 市教委に報告⇒ 栃木市警察署等関係機関に通報し、適切な援助を求める
- ② 市教委と連携し、弁護士、医師等の外部専門家の協力を仰ぎながら、本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ③ 事実関係を明確にするための調査については、市教委と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ④ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ⑤ 当該児童・その保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力依頼する。
- ⑥ いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

合小いじめ0宣言

「合小いじめゼロ宣言」

1、わたしたちは、

いじわるやなかまはずれをしません。

2、わたしたちは、

相手の気持ちを考えて行動します。

3、わたしたちは、

いじめゼロで楽しく勉強します。

4、わたしたちは、

けんかをしたらすぐなかなおりをします。

5、わたしたちは、

楽しく生活するために、
相手がいやがることをしません。

6、わたしたちは、

男女学年問わずに
だれとでもかかわり、絆を深めます。